

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認鹿児島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	4 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	3 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	5 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	2 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 37 年 4 月から 38 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 8 月から 47 年 3 月まで

私が国民年金に加入した当時は、婦人会の集金人に毎月 100 円の国民年金保険料を納付していたのを記憶している。

また、結婚して転居した昭和 38 年 10 月以降は、集金に来た銀行員に、国民年金保険料を渡して納付してもらっていたと記憶しているので、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人の国民年金手帳記号番号は、婚姻前の昭和 37 年 10 月 7 日以降に旧姓で払い出されていることが確認でき、申立期間のうち、同年 4 月以降の期間については、集金人に国民年金保険料の納付が可能な期間であるとともに、申立人が婦人会の集金人に納付したとする金額は、当時の国民年金保険料額と一致している上、申立人は、国民年金保険料を納付した際の実況を詳細かつ具体的に述べるなど、申立内容に不自然さは見られないことから、申立人が転居し婚姻する前月の 38 年 9 月までの期間の国民年金保険料は納付されていたものと考えられる。

2 一方、申立期間のうち、昭和 36 年 8 月から 37 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、申立人の国民年金手帳記号番号が旧姓で払い出された 37 年 10 月時点では、当該期間の国民年金保険料については、過年度保険料となるため、集金人に納付することができなかったものと考えられる上、これ以前に申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立期間のうち、婚姻後の昭和 38 年 10 月から 47 年 3 月までの期

間の国民年金保険料については、申立人の国民年金手帳記号番号は、夫婦連番で 46 年 8 月 2 日以降に再び新姓で払い出されていることが確認でき、この時点では申立期間の大部分は、時効により国民年金保険料が納付できない期間である上、申立人と一緒に国民年金手帳記号番号が払い出されたその夫についても、申立期間の大部分は未納となっている。

さらに、申立人が、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 37 年 4 月から 38 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年5月5日から27年5月29日まで

私は、これまで脱退手当金制度を知らなかった。知っていれば、当時は、生活の苦しい時期でもあり、事業所を退職する際には脱退手当金を請求したはずであるが、私は一度も請求したことはない。私が脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時、厚生年金保険の被保険者資格を有する女子に脱退手当金が支給されるのは、資格喪失事由が婚姻又は分娩の場合とされているところ、申立人には、婚姻・出産歴が無いことが改製原戸籍から確認できるとともに、脱退手当金が支給されている元同僚2名については、厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）の資格喪失原因欄に「婚姻」と記載されているが、申立人については「婚姻」等の記載は無いことなどを踏まえると、申立人は脱退手当金の支給要件を満たしていなかったものと考えられる。

また、申立人が勤務していた事業所の元同僚は「申立人が退職した当時、勤続3年の従業員に対し、会社が希望退職を募っていた」と供述しているところ、厚生年金保険被保険者名簿により、申立人が被保険者資格を喪失した昭和27年5月に、申立人と同じく被保険者資格期間が36か月の者が申立人を含めて7名資格喪失していることが確認できるものの、申立人以外に脱退手当金の支給記録は確認できないことを踏まえると、事業所が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た資格喪失日は、平成5年12月21日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間に係る標準報酬月額については、平成5年6月から同年9月までは15万円、同年10月及び同年11月は12万6,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年6月30日から同年12月21日まで

私は、A社で平成5年2月1日に厚生年金保険に加入し、同年12月21日までの間、継続して勤務していたにもかかわらず、社会保険庁の記録では、私の被保険者資格喪失日は同年6月30日となっている。

しかし、私は、申立期間における厚生年金保険料が控除されている給与支払明細書を持っているので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保管する雇用保険受給資格者証、給与支払明細書などから、申立人は、申立期間を含めて申立事業所に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、社会保険庁のオンライン記録では、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日が、当初、平成5年12月21日と記録されていたところ、申立事業所が適用事業所で無くなった日（平成5年6月30日）の後の6年7月11日付けで、さかのぼって5年6月30日に訂正されていることが確認できる。

さらに、商業登記簿謄本では、申立人が申立事業所の役員ではないことが確認できる上、申立人及び元同僚2人は「申立期間当時の社会保険事務担当者は事業主の妻（取締役）だった。」と供述していることなどを踏まえると、上記の遡及訂正処理について、申立人が関与した事実は認められない。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所がこのような処理を行う合理的理由は無く、被保険者資格に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る資格喪失日を、事業主が社会保険事務所に当初届け出た平成5年12月21日に訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額から、平成5年6月から同年9月までは15万円、同年10月及び同年11月は12万6,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人のA社における申立期間の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与とならない記録とされているが、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の当該期間に係る標準賞与額を4万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 57 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 7 月 10 日

私は、A社に勤務していた当時、平成16年7月15日に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、社会保険庁では、申立期間の標準賞与額に係る記録が無いとしている。

私が保管している申立期間に係る給与明細書にある厚生年金保険料の控除額に見合う標準賞与額に訂正してほしい。

なお、本申立てに先立つ平成21年7月10日にA社から社会保険事務所へ賞与支払届が提出され、16年7月10日付けの記録として訂正されたものの、私の年金額には反映されないとのことであった。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保管する申立期間に係る給与明細書、申立事業所が保管する平成16年度総勘定元帳などから、申立人は、申立てどおり標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが確認できる。

また、申立期間の標準賞与額については、当該明細書等の記録から4万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間当時の社会保険関係資料を保管していないため、申立期間に係

る詳細は不明としており、このほかに確認できる関連資料、周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料、周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 42 年 5 月から 45 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 5 月から 45 年 9 月まで

私は、昭和 42 年 5 月に婚姻後、将来の生活のために国民年金に加入し、夫婦共に国民年金保険料を途切れることなく納付してきたはずである。申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 47 年 6 月 23 日以降に払い出されていることが確認できるところ、申立人は、申立期間直後の 45 年 10 月から 47 年 3 月までの国民年金保険料を 47 年 10 月 19 日に一括して過年度納付していることが確認でき、その時点では、申立期間の大部分は、時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年5月から45年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年5月から45年6月まで

私は、昭和42年5月に婚姻後、将来の生活のために国民年金に加入し、夫婦共に国民年金保険料を途切れることなく納付してきたはずである。申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和39年11月9日以降に払い出されていることが確認できるところ、申立人は、申立期間直後の45年7月から47年3月までの国民年金保険料を47年10月19日に一括して過年度納付していることが確認でき、その時点では、申立期間は時効により国民年金保険料を納付できない期間であるとともに、過年度納付した納付書は前夫の姓で発行されており、過年度納付した際、現在の姓に訂正されていることが確認できることを踏まえると、42年5月の婚姻以降、当該納付書が発行された47年当時まで申立人は改姓等の届出を行っていなかったものと推認されることから、それまでは国民年金保険料についても納付されていなかったものと考えられる。

さらに、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

鹿児島国民年金 事案 600

第1 委員会の結論

申立人の平成元年2月から同年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年2月から同年4月まで

申立期間当時、集落の班長をしていた私の母親が、私の国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付していたと言っていた。領収書は処分して所持していないが、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の被保険者資格を平成12年4月22日に取得していることが確認でき、その時点では、申立期間は、時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人が所持する昭和60年4月に発行されている年金手帳においても、国民年金への加入記録は見当たらないことから、申立人は、申立期間当時、国民年金に加入していなかったものと推認される。

さらに、申立人及びその母が、申立期間について、申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人自身は、国民年金の加入手続き及び国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続き及び国民年金保険料の納付を行っていたとするその母は、申立人の国民年金の加入手続き等についての記憶が明確でなく、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年10月1日から9年8月1日まで

私は、平成5年7月1日から9年8月1日までの間、私の夫が事業主となっていたA社で継続して勤務していたにもかかわらず、社会保険庁では、申立期間における厚生年金保険の加入記録が無いとしている。

私は申立期間中も、当該事業所の販売・会計担当者として、従業員の給与計算及び口座振替による社会保険料の納付事務を担当しており、私の健康保険証は夫とは別に交付されていたので、厚生年金保険に加入していたはずである。

申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

元同僚及び現在の事業主の供述などから、申立人が申立期間中、申立事業所に継続して勤務していたことが推認できる。

しかしながら、申立事業所では、申立期間当時の関係資料等を保管しておらず、申立期間に係る厚生年金保険の加入状況、保険料の控除状況等は不明であるとしている。

また、申立事業所の取引先金融機関が発行した預金取引明細表では、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となった平成5年7月分から同年9月分までの社会保険料の口座振替額が、申立人を含む全被保険者4人分の社会保険料の試算額と一致することが確認できるところ、申立期間の始期となる同年10月分から同年12月分までの社会保険料の口座振替額は、当該期間における申立人の社会保険料の試算額を除く被保険者3人分の社会保険料の試算額と一致していることが確認できる。

さらに、申立人は申立期間中、夫とは別の健康保険証を交付されていたと主張しているが、社会保険庁のオンライン記録では、申立人の健康保険被保険者証が、厚生年金保険の資格喪失処理日（平成5年10月21日付け）に社会保険事務所へ返納されていることが確認できる上、申立人は、平成5年10月19日付けで夫の健康保険の被扶養者として認定されていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 3 月 28 日から同年 8 月 21 日まで

私は、昭和 51 年 3 月 28 日から 58 年 7 月 20 日までの間、A社のB支店C出張所で継続して勤務していたにもかかわらず、社会保険庁では、申立期間における厚生年金保険の加入記録が無いとしている。

私は、申立事業所の現場監督に誘われて入社しており、厚生年金保険に加入していたはずである。

申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する人事関係資料等では、申立人が申立期間の前日の昭和 51 年 3 月 27 日から同社B支店C出張所で日雇ダンプ運転士及び倉庫作業員として使用された後、引き続き、同年 8 月 21 日付けで作業員として採用されていることが確認できる。

しかしながら、A社では、同社B支店C出張所等で勤務する者は本社で一括して厚生年金保険へ加入させていたとしているところ、同社が保管する厚生年金保険被保険者資格取得届では、申立人の資格取得日は、社会保険庁の記録どおりの昭和 51 年 8 月 21 日となっていることが確認できるのみである上、当該日付は、申立人が作業員として申立事業所に採用された日と一致している。

また、A社B支店では、申立期間当時、原則として日雇の労働者については社会保険に加入させておらず、本人から申し込みがあれば社会保険に加入させていたとしている上、申立人が挙げた元同僚は「臨時扱いで採用された当初は厚生年金保険に加入させてもらえず、1年3か月後に本採用となってから加入させてもらった。」と供述していることなどを踏まえると、申立事業所では申

立期間当時、一部の従業員については採用後、直ちには厚生年金保険へ加入させていなかったことがうかがえる。

さらに、社会保険事務所が保管する A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票では、申立人の被保険者記録が、申立期間直後の昭和 51 年 8 月 21 日から 58 年 7 月 20 日までの間、確認できるのみであり、申立期間について、申立人の氏名は無く、整理番号の欠番も見られないことから、申立人の被保険者資格記録が欠落したとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。